



▼えるぼしとは

「えるぼし」とは、女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進に関する取り組みが優良な企業に対して厚生労働大臣が与える認定です。正式名称は「女性活躍推進企業認定制度」で、2016年に開始されました。企業は女性の採用・登用・働きやすさに関する行動計画を策定・実施し、その実績に応じて認定を受けられます。認定段階は、達成した基準の数に従って「一つ星」から「三つ星」までの3段階があり、基準をより多く満たすほど高い評価が与えられます。さらに、特に高い水準を維持している企業には「プラチナえるぼし」が付与されます。2025年8月末時点での認定企業数は3,768社（鳥取県は13社）、プラチナえるぼし認定は全国で92社（鳥取県は1社）にとどまり、鳥取県内での普及はまだ限定的です。

▼認定のための指標

認定されるには、5つの指標のいずれかを満たす必要があります。

1. 採用

男女別の競争倍率が同程度であること（応募者数に対する採用者数の割合）。

2. 継続就業

女性の勤続年数が男性と同程度であること。

3. 労働時間などの働き方

月平均の残業時間が一定以下であること。

4. 管理職比率

女性の管理職比率が一定水準以上。

5. 多様なキャリアコース

女性が総合職・専門職など多様なキャリアコースに就いている。

一つ星は5つのうち1～2項目を満たすもので、二つ星は3項目以上を満たすもので、三つ星はすべての項目を満たす企業です。またプラチナえるぼしとは三つ星取得後、さらに高水準の取り組みを継続している企業に与えられます。

▼制度開始の背景

日本では、女性の就業率は上昇しているものの、管理職や専門職に占める割合は依然として先進国の中で低水準にとどまっています。長時間労働や柔軟な働き方の不足、出産・育児期の離職などが大きな要因とされ、キャリアの中断や非正規雇用への移行が女性の活躍を阻む現状があります。これらは社会全体の労働力不足や経済成長の停滞にもつながるため、女性が能力を発揮し続けられる職場環境づくりは喫緊の課題です。こうした背景から、女性活躍を「見える化」し、企業の取り組みを促進することを目的に、この認定制度が導入されました。

▼若者やその保護者のニーズ

近年、若い世代は「給与の高さ」よりも「働きやすさ」や「ジェンダー平等」を重視する傾向が強まっています。特に女性は「結婚・出産後も継続して働きたい」という希望を持つ割合が高く、男性もまた「家庭や育児に関わりたい」と考える人が増えています。そのため、女性活躍推進に積極的な企業は、就職活動における魅力的な選択肢となりやすいのです。また保護者世代から見ても、子どもが安定的に働き続けられる環境を提供する企業は安心感を与え、就職先選びの重要な評価軸となっています。

▼企業がえるぼし認定を取得する意義と効果

企業にとって「えるぼし認定」の取得は次のような具体的なメリットをもたらします。

『企業イメージの向上』

女性活躍に取り組む姿勢を広く発信でき、採用や顧客からの信頼につながります。

『人材確保と定着』

多様な働き方を整えることで、優秀な人材を確保しやすくなり、従業員の満足度や定着率も向上します。

『経済的メリット』

国や自治体の公共調達で加点対象となる場合があり、事業面での優位性を得ることが可能です。

『持続可能な社会への貢献』

SDGsの「ジェンダー平等を実現しよう」（目標5）や「働きがいも経済成長も」（目標8）に直結しており、社会的責任を果たす企業経営の一環となります。

関心を持った方は、厚生労働省のホームページなどで、認定基準や取得状況をぜひ調べてみてください。



鳥取大学医学部
環境予防医学分野
教授

尾崎 米厚
(おさき よねあつ)